

訪問リハビリテーション重要事項説明書

<令和8年 4月 1日現在>

1 事業者（法人）の概要

事業者(法人)の名称	社会医療法人 熊谷総合病院
代表者役職・氏名	理事長 中村 信一
所在地・電話番号	〒360-8567 埼玉県熊谷市中西四丁目5番1号
法人設立年月日	平成28年 3月28日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	熊谷総合病院 訪問リハビリテーション
事業所番号	介護保険（訪問リハビリ・予防訪問リハビリ） 指定事業所番号1113104023
所在地	〒360-8567 埼玉県熊谷市中西四丁目5番1号
電話番号 ファックス番号	048（521）0065、 070-6470-8404 048（520）3912
サービス実施地域	熊谷市、行田市、鴻巣市、深谷市

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 8時30分から午後5時まで
休業日	国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始12月29日から1月3日 土曜日、日曜日

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人員
管理者	<ul style="list-style-type: none">・従業者と業務の管理を行います。・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。・訪問リハビリテーション計画を作成し、利用者へ説明し同意を得ます。・サービス担当者会議へ出席等により居宅支援事業者と連携を図ります。・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。・訪問リハビリテーション業務の実施状況を把握します。・訪問リハビリテーションスタッフに対する研修、技術指導を行います。	常勤 1人
訪問リハビリテーション職員	<ul style="list-style-type: none">・訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーションのサービスを提供します。	常勤理学療法士6人 常勤作業療法士3人 非常勤言語聴覚士1人
事務員	<ul style="list-style-type: none">・訪問リハビリテーションに必要な事務を行う。	兼務 1人

3 サービスの内容

介護保険はご家族やケアマネージャーと相談して、時間で契約致します。1回1時間が限度となります。病状や病名により訪問回数をお話合いで決定致します。

リハビリテーションスタッフが、医師の指示に基づき、訪問リハビリテーションサービスを行う。

(具体的な内容)

- ・病状の観察
- ・寝たきりの改善、予防に向けた運動療法(関節の運動や筋力トレーニングなど)
- ・屋内、屋外での歩行訓練や、自宅でできるホームプログラムの作成と実施方法のアドバイス
- ・ベッド周辺での動作(寝返り、起き上がり、座位など)や、日常的に行う生活動作(食事・入浴・トイレなど)の練習
- ・ご家族の方へ介助方法を指導
- ・福祉用具・住宅改修についてのアドバイス
- ・言葉が出にくい方、食事や水がむせる方に対するの言語、嚥下訓練

4 利用料金

- ・介護保険の利用者は、別紙の料金表のとおりです。
- ・その他の費用は別紙でご説明させていただきます。

5 料金の支払い方法

- ・訪問リハビリテーション利用料は1ヶ月分まとめて次の月に銀行より引き落としとなります。引き落とし日は毎月28日(銀行等休日の場合はその翌営業日)となります。通帳に「RKS(KS 柯メンカゴ)」と印字されます。入金確認後領収書を発行させていただきます。なお、領収書は再発行いたしませんので、ご了承下さい。引き落としができない場合には、翌日13日に再度引き落としか、現金で集金させていただきます。

6 緊急時(事故発生時を含む)の対応

- ・サービス提供中、容態の急変等や事故が発生した時は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示を受け適切に対応致します。
- ・またサービス提供により事故が発生した時は、市町村、利用者の家族、居宅支援事業所等に連絡するとともに必要な措置を講じます。なお、事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。
保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社
保険名：理学療法士賠償責任保険

7 虐待防止に関する事項 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備いたします。
- (3) 従業員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施しています。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定しています。

虐待防止担当者・責任者： 管理者 横山浩康

事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

8 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

9 やむを得ず、サービスの中止又は日時の変更が生じた場合

事業者、利用者とも原則的には24時間以内としますが、理由発生後速やかに連絡し、双方合意の上で変更することとします。

10 サービス提供に関する相談、苦情

相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。速やかに、かつ誠意を持って対応いたします。

訪問リハビリテーション担当者 小林聖崇

電話番号 048-521-0065

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口

- ・大里広域市町村圏組合～介護保険課 電話番号 048-501-1330
- ・埼玉県国民健康保険団体連合会～苦情相談窓口 電話番号 048-824-2568
- ・熊谷市長寿いきがい課 代表電話番号 048-524-1111
- ・行田市高齢者福祉課 代表電話番号 048-556-1111

令和 年 月 日

訪問リハビリテーション、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者

所在地 埼玉県熊谷市中西四丁目5番1号

法人名 社会医療法人 熊谷総合病院

代表者名 理事長 中村 信一

管理者

事業所名 熊谷総合病院 訪問リハビリテーション

氏名 管理者 横山浩康

説明者

氏名

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所

氏名

(ご家族) 住所

氏名